

■特定都市再生緊急整備地域の指定

- ・都市再生緊急整備地域のうちから、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を政令で指定

■支援内容

①官民連携による整備計画

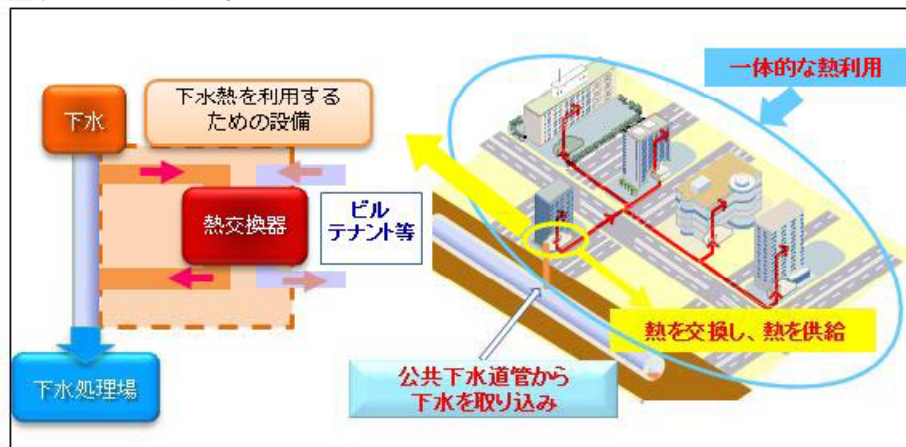
- ・国、地方公共団体、民間事業者の三者による協議会が作成
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記

○整備計画に基づく事業の推進

- 都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に対する予算支援
（平成23年度予算 事業:44億円、調査:2億円）
- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化

○下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

※下水は、年間を通じて平均的に5度程度大気との温度差がある。



②道路の上空利用のための規制緩和

- ・都市再生特別地区の都市計画に位置付ければ、道路の付替え、廃道をせずに、道路上空に建物を建てる事が可能



③民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- ・大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

④税制支援

- ・大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、税制支援を深掘り

《法人税・所得税》
割増償却 5年間50% (50%)

《不動産取得税》
1/2控除 (1/5控除)

《登録免許税》
1.5/1000 : H23年度 (3.0/1000)
2.0/1000 : H24年度 (3.0/1000)

《固定資産税》
5年間1/2控除 (2/5控除)

※括弧内は都市再生緊急整備地域内の特例率